

第24回京都府がん対策推進協議会における主な御意見及びその対応

主な御意見		対応状況	
(1) がん予防・がん検診の強化【1次予防：がんのリスクの減少】			
<たばこ対策>			
①	「総合的なたばこ対策を行うことは、大きくがんを減らすことにつながる」という趣旨の文言記載	P17	「 ②たばこ対策 」の冒頭に記載 ○喫煙は、さまざまながんの原因の中で最も大きな要因であると言われており、 たばこ対策は、防煙・禁煙支援・受動喫煙防止の3つの施策を総合的に取り組むことが重要です。
②	小中学生が視聴する可能性のあるメディアでの喫煙シーンの規制に係る国への提言	—	メディアでの喫煙シーンも含め、広く未成年者へのたばこに対する啓発の推進について、国に対して要望していきます。
③	本文中に「無たばこ社会を目指して」の文言記載	—	たばこ対策の取組については、引き続き、様々な方と協力し、防煙・禁煙・受動喫煙防止に取り組んでいきます。
④	高校生を対象とした未成年者の喫煙率調査の実施	—	計画本文へは記載は難しいですが、未成年者の喫煙率0%を目指し、引き続き対策に取り組んでいきます。
⑤	大学生がたばこの害について学ぶ機会を府が提供	P18	「 施策の方向 」(a)に記載 (a) 府、市町村及び医療関係者は、 世界禁煙デーに合わせたシンポジウムや防煙セミナーの開催、大学等への啓発媒体の配布やデジタルサイネージ等ICTを活用した啓発等、府民に対し、たばこが健康に与える影響等正しい知識の啓発活動を強化します。
<感染に起因するがん対策(ウイルス、細菌など)>			
⑥	市町村別の指標において、市町村間に過度な競争が生じぬよう配慮	対応	指標としては、府全体の数値を記載することとします。
(2) がん医療体制の整備・充実			
<在宅医療の充実>			
⑦	施策の方向に「治療期から最期の看取りまで切れ目ない支援に努める」の文言記載	P37	「 施策の方向 」(c)に記載 (c) がん医療に携わる訪問看護ステーション、介護施設等は、適切な在宅医療を提供するため、職員の人材育成や医療機関等との連携を強化し、患者の 治療期から看取りまで切れ目のないの支援に努めます。
⑧	施策の方向(e)の「在宅医療を担う医療機関に医療機器の整備等に対する支援や訪問看護ステーションの人材確保支援」と「かかりつけ医をバックアップする地域医療支援病院の指定を進める」が同じ項目中の記載であることに違和感あり。また、人材確保に係る記載を強調	P37、38	「 施策の方向 」(e)、(f)に分けて記載 (e) 在宅医療を担う医療機関に医療機器の整備等に対する支援や訪問看護ステーションの人材確保支援を進めます。 (f) かかりつけ医をバックアップする地域医療支援病院の指定認定を進めるなど、在宅医療資源の整備を推進します。
⑨	グリーンケアにおける宗教関連の方との協働など、本計画への京都らしさの盛り込むことの検討	P33	「 課題 」に記載 ○緩和ケアは、患者本人のみではなく、 遺族も含めた家族など周囲に対する支援を関係者が連携して行う ことも求められています。
⑩	アピアランスケア、ピアサポート、グリーンケアなどに関する支援に係る取組の成功事例の掲載	—	今後、事例を調査し、皆様の目に触れる媒体に掲載することを検討します。
<小児がん及びAYA世代のがん対策>			
⑪	長期フォローアップへの対応ができる医師の育成が重要	P40	「 施策の方向 」(a)に記載 (a) 小児がん拠点病院は、緩和ケアの提供や、入院中も教育を受けられるよう院内学級の設置、セカンドオピニオンの体制整備等小児がん診療機能等のさらなる強化や長期フォローアップ外来を充実させるとともに、 対応に必要な人材の育成を進め、適切な治療を提供します。
<その他治療機能の充実>			
⑫	小児慢性特定疾病の医療費助成を受けられない方がいることも踏まえ、具体的な医療費助成制度について検討	—	御指摘いただいた点を踏まえ、国へ要望すること等を検討します。

(3) がんとの共生社会の実現			
<相談支援体制、情報提供体制の充実>			
⑬	ピアサポーター養成講座修了者の活用の実現について記載	P48	「 施策の方向 」(g)に記載 (g) 患者団体や患者サロンの活動等を支援するために、がん診療連携拠点病院等と連携し、 ピア・サポーター養成講座修了者の活用 及び地域と連携したグリーンケアを推進します。
⑭	施策の方向に「地域と連携したグリーンケアの推進」という趣旨の文言記載	P48	「 施策の方向 」(g)に記載 (g) 患者団体や患者サロンの活動等を支援するために、がん診療連携拠点病院等と連携し、ピア・サポーター養成講座修了者の活用及び 地域と連携したグリーンケア を推進します。
<社会的な問題への対応の充実>			
⑮	施策の方向の「サバイバー等」を「サバイバー患者会」又は「サバイバー患者団体等」と記載	P50	「 施策の方向 」に記載 がんと共に生きることへのサバイバーシップ支援を切れ目なく実施するために、相談支援センター、 関係機関やサバイバー、患者団体等 との連携を強化し、相談支援や情報提供の充実に努めます。
<小児・AYA世代、高齢者に対する支援の強化>			
⑯	施策の方向の(d)に「医療的ケア児」の文言記載	P52	「 施策の方向 」(d)に記載 (d) 府及び小児がん拠点病院は、地域の小児がんにかかわる医療機関等との連携体制を強化し、 医療的ケアが必要な患者 も含め、退院後も住み慣れた地域で経過観察や支援等を受けられる環境を整備します。
<アピアランスケアについて>			
⑰	不要になったウィッグの再利用ができるようなシステムの構築に係る取組	P53	計画本文には以下のとおり記載の上、今後、御意見を踏まえ、施策を検討していきます。 「 施策の方向 」(b)に記載 (b) 府は、治療を継続しながら社会生活を送るがん患者が増加していることに伴い、アピアランスケアを必要とする患者等の実態把握に努め、 アピアランスケアに関する支援制度の検討を進める とともに、周知・啓発を行います。
⑱	アピアランスケアに係る具体的な取組の推進		
⑲	乳癌患者の術後の補正下着や人工乳房等のアピアランスケアの検討		
⑳	(ヘアドネーションに関して) 一人一人ががん患者の支援ができることを府民に伝えることが必要	P53	「 課題 」及び「 施策の方向 」(b)に記載 <課題> ○また、ヘアドネーションなど、個人でも取り組むことができるがん患者への支援についての周知・啓発が必要です。 <施策の方向> (b) 府は、治療を継続しながら社会生活を送るがん患者が増加していることに伴い、アピアランスケアを必要とする患者等の実態把握に努め、 アピアランスケアに関する支援制度の検討を進める とともに、 周知・啓発を行います。
(4) これらを支える基盤の整備			
<がん教育・がんの正しい知識の普及啓発>			
㉑	府と市町村が連携し、成長過程に合わせたがん教育を推進	P57	「 現状 」に記載 ○国は、「第4期がん対策推進基本計画」においても、 都道府県及び市町村において、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じたがん教育が実施されるように、必要な支援を行うこと としています。
<デジタル化の推進>			
㉒	がん登録等の情報のデータの蓄積に係る施策への記載	P59 (P62)	「(4)③がん登録の推進」の「 施策の方向 」(b)に記載 (「(4)⑤デジタル化の推進」においても再掲) (b) 府は、がん登録等により得られたがんの発生状況・治療の実態等に関する情報について、 精査した上で蓄積し 、がん対策の計画立案・評価等において積極的に活用します。
㉓	PHR(個人の健康記録)を継続的に確認することができるようなシステムが必要	—	国において、マイナポータルを活用により同様の機能を担うシステムを構築するとされており、利用しやすいシステムとなるよう、必要に応じ、要望していきます。
<感染症発生・まん延時や災害時を見据えた対策>			
㉔	緊急時におけるストーマ等の装具の確保に係る対策の検討	P62	「 課題 」及び「 施策の方向 」(b)に記載 <課題> ○緊急時における医療ケアが必要な方の日常生活用具等の確保が求められています。 <施策の方向> (b) がん患者及びその家族は、緊急時への対策として、医療ケアが必要な方の日常生活用具等を備えます。

【その他】			
②5	介護保険を使用している病院付き添い時において、診察の際に付き添いができないことへの対策	P52	計画本文には以下のとおり記載の上、御意見を参考に情報提供を推進していきます。 「(3)④小児・AYA世代、高齢者に対する支援の強化」の「(イ)高齢者について」の「施策の方向」(a)に記載 (a) 府は、国が策定した高齢者のがん患者の意思決定を支援するガイドラインの普及など、 <u>高齢がん患者とその家族の意思決定に係る情報を提供します。</u>
②6	横文字が多いため意味を理解し難い。また、府民が読むという視点で、親しみやすい記載内容にするべき	今後対応	今後、現行計画と同様に用語集を作成予定です。
②7	歯科医師、歯科技工士及び歯科衛生士によるがん患者への口腔ケア、エンゼルケアに係る記載	P42	「(2)⑦その他治療機能の充実」の「施策の方向」(c)に記載 (c) <u>歯科医師、歯科技工士及び歯科衛生士は、がんの治療開始から治療後までがん患者への口腔機能管理等の推進に努めます。</u>
②8	計画期間において、関係者の意見を聴き、随時計画を見直す機会が必要	P63	「5 計画の推進」の「(2) 計画の進捗管理」に記載 府は、毎年「京都府がん対策推進協議会」にがん対策の進捗状況を報告し、その意見を聞きながら施策を評価し、必要に応じて変更を加えながら実行していきます。
②9	男性が困りごとや必要とする支援について、相談しやすい機会づくりや体制整備の推進	P47	「(3)①相談支援体制、情報提供体制の充実」の「課題」及び「施策の方向」に記載 ＜課題＞ ○がん患者や家族等が性別に関係なく、治療に伴う相談をはじめ、医師等との対人関係や、介護、就労、生活支援等の様々な相談まで受けることができるよう、院内での連携や、地域の医療機関、介護等の関係機関と連携し、相談支援センターで適切な情報提供・支援ができる体制の強化が必要です。 ＜施策の方向＞ (a) 府及びがん診療連携拠点病院等は、京都府がん総合相談支援センターや各がん相談支援センターにおいて、相談者の性別に関係なく良質な相談支援を提供できるよう、相談員に各種研修会を修了させるなど相談員の質の向上を図るとともに、院内の診療科等との連携や院外の関係機関との連携を強化します。
③0	市町村が施策について理解を深める機会を設けることが必要	P18、19、29等	「(1)がん予防・がん検診の強化」の「【2次予防：がんの早期発見、がん検診】」に記載の研修や協議会による情報提供等を実施します。
③1	がん検診の受診率向上に係る啓発は、啓発イベントのみではなく、個別勧奨など広義に捉えて評価することを検討	—	啓発の評価については、検診受診率等の指標を設けることとしています。
③2	患者支援に関する項目における作業療法士や言語聴覚士に係る記載。また、視覚・聴覚障害、失語症の方のための意思疎通支援者等と連携していくことも必要	P42	「(2)⑦その他治療機能の充実」の「現状」に記載 ○がん診療連携拠点病院等では、専門的な緩和ケアを提供するための緩和ケアチームが組織され、医師、薬剤師、看護師に加え、歯科医師、管理栄養士、理学療法士、 <u>作業療法士、言語聴覚士等が参画</u> しています。